

平成30年1月31日
都市計画局住宅室
すまいまちづくり課

京都市崇仁北部第四住宅地区改良事業用地
時間貸駐車場事業者募集に関する質問及び回答

<p>Q 1 既存の電気引込を使用することは可能か。 また、北側区画は新たに電気引込を行わなければいけないのか。</p>
<p>A 1 既存の電気（防犯灯を除く）については、現運営事業者が引込を行ったものであり、現行の運営期間の終了をもって使用できなくなるため、新運営事業者による整備の際に、新たに引込をしていただく必要があります。 また、北側区画についても同様の取扱となります。</p>

<p>Q 2 使用物件のうち、返還する約250㎡（約20台分）はどの辺りになるか。</p>
<p>A 2 現時点で詳細な位置については未定ですが、本市にて整備を行った南側区画の一部を想定しています。詳細な位置については、新運営事業者決定後に協議を行います。</p>

<p>Q 3 返還後、駐車場内の車両出入口の位置変更はあるか。</p>
<p>A 3 返還された敷地については、返還後も当面の間本市が駐車場として使用することを想定しており、返還による車両出入口の変更は必要ないと思われれます。 なお、新運営事業者の判断により車両出入口を変更する場合は、事前に整備計画について本市と協議を行い、承認を受けてください。</p>

<p>Q 4 返還後、使用面積が減るが、面積に応じた使用料の減額はあるのか。</p>
<p>A 4 面積に応じた使用料の減額を想定しています。詳細については、新運営事業者決定後に協議を行います。</p>

Q 5 利用者サービスの観点から発券機及び精算機にテント屋根を設置することは可能な
のか。また、発券機及び精算機の筐体に設置するテント屋根は建築物に当たるのか。

A 5 テント屋根については、関係法令及び関係規定を遵守したうえで設置していただ
いて構いません。また、テント屋根が建築物に当たるかについて当課では判断いたしか
ねます。所管課にてご確認ください。

Q 6 月極の取扱は可能か。

A 6 月極の取扱はできません。

Q 7 自動二輪車の取扱は可能か。

A 7 自動二輪車については、取扱っていただいて構いません。

Q 8 アスファルト舗装部分について、掘削箇所の原状回復はモルタル復旧でも可能か。

A 8 モルタル復旧で構いません。

Q 9 駐車場の利用状況を教えて頂く事は可能か。

A 9 現運営事業者に対して、利用実績の報告は義務付けておりません。

Q 10 使用物件の整備に当たっては関係法令を遵守し手続を行うようにとあるが、駐車場
法に基づく基準では、車室面積500㎡を超える駐車場で幅員が6メートル未満の道
路に出入口の設置は禁じられている。車両出入口は現行設置場所から変更不可とのこ
とであるが、路外駐車場の届出については、どのようにお考えか。

A 10 ご指摘いただいた内容を踏まえ検討した結果、「仕様書6-(1)-ウ」記載事項につ
いては削除いたします。ただし、新たな車両出入口の設置箇所につきましては、整備
前に本市と協議を行い、承認を受けてください。

また、車両出入口の変更に伴い、「仕様書6-(5)-ア」にて指定した区画数(94
台以上)の整備が困難であると予測されることから、指定する区画数を85台以上
に変更します。

Q11 車両出入口を現行設置場所から変更できない理由は何か。

A11 A10 記載のとおり，車両出入口の現行設置場所からの変更を認めます。

Q12 現運営事業者が設置した駐車場機器等（看板・アイランド）については撤去し，穴については，埋め戻された状態と考えてよいか。

A12 現運営事業者が設置した駐車場機器等については撤去し，穴についてはモルタルでの復旧となります。

Q13 アスファルト舗装の仕様について，厚さ・透水性の有無等，仕様の指定はあるか。

A13 アスファルト舗装の仕様については，敷地内で雨水処理を行うことを念頭に透水性のあるものが好ましいですが，指定するものではありません。

Q14 塩小路沿いの植栽については管理範囲外との認識でよいか。もし管理範囲に含む場合，事業者側にて維持管理が必要か。

A14 植栽部分も新運営事業者による維持管理の対象となります。

Q15 駐車料金変更時には京都市に報告することとあるが，変更後の報告でよいか。また，変更前の場合は何日前までに報告が必要か。

A15 駐車料金を変更する場合は，変更日の5開庁日前までに本市に報告してください。

Q16 緊急を要する対応があった場合には報告書を提出とあるが，所定の書式はあるか。

A16 所定の書式はありません。対応日時，対応場所，対応者，事象の内容，対応方法等を記載のうえ，本市担当者に書面にて提出してください。また，緊急を要する対応があった際には，対応後すぐに本市へ電話にて連絡をしてください。

Q17 「駐車場業務の処理の一部を他に委託する場合は本市の承認を受けなければなりません」とあるが，承認とはどのような手続になるか。

A17 委託する業務内容と委託先を記載のうえ，本市担当者に書面にて提出し，承認を得てください。

Q18 「修繕，模様替え，・・・書面をもって本市の承認を受けなければならない」とあるが，車止め補修や路盤補修等の駐車場運営における安全確保・美観維持のための修繕も事前承認の対象となるか。

A18 時間貸駐車場を運営するうえで定期的に行う必要がある修繕については，本市の承認を得る必要はありません。

Q19 利用状況については報告とあるが，所定の書式はあるか。また，どの程度の頻度を想定しているのか。

A19 所定の書式はありません。月別及び年間（4月～3月）の利用料収入と利用台数を記載のうえ，年に1度，本市担当者に書面にて提出してください。

Q20 調査項目については協議となっているが，どのようなものを想定しているのか。また，いつ決定されるのか。

A20 主に利用者の属性（京都ナンバーかその他か，利用目的など）についての調査を想定していますが，詳細については，新運営事業者決定後に協議を行います。

Q21 当該地について駐車場計画があることを近隣住民には周知済みか。

A21 本計画については，崇仁地域の地元住民組織に対して内容の説明を行いました，それ以外の近隣住民については，周知していません。新運営事業者決定後，近隣住民に対する周知方法，周知範囲などについて協議させていただきます。

以上